

令和 6 年度佐久市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務
企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第 1 条 令和 6 年度佐久市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和 6 年度佐久市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務企画提案者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織)

第 3 条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、非公表をもって充て、副委員長は、非公表をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

非公表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、受託者決定日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 8 条 審査委員会の庶務は、環境部 環境政策課 が行う。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。